

管理理容師・管理美容師指定講習事業について

管理理容師・管理美容師

◆管理理容師、管理美容師の資格

○理容師免許又は美容師免許を受けた後、3年以上業務に従事し、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者に付与

(参考)

①年間受講者数：管理理容師：1,523人、管理美容師：9,295人（平成21年度）

②累積終了者数：管理理容師：263,958人、管理美容師：402,462人（平成21年度末）

* 管理理容師・管理美容師指定講習事業は、都道府県知事が指定しており、京都府美容業生活衛生同業組合が実施する管理美容師を除き、(財)理容師美容師試験研修センターが実施

○理容師・美容師

- ・理容師、美容師は、理容師法、美容師法に基づく国家資格
- ・免許取得のためには、高校卒業後、厚生労働大臣が指定した理容師養成施設、美容師養成施設において、昼間・夜間課程は2年間、通信課程は3年間、必要な学科・実習を終了後、国家試験に合格することが必要

(参考)

①年間登録数：理容師免許：1,844人、美容師免許：22,531人（平成21年度）

②累積免許数：理容師免許：591,956人、美容師免許：1,165,952人（平成21年度末）

③理容師・美容師養成施設（平成22年4月1日現在）

275施設（理容師単独施設：13、美容師単独施設：180、理美容併設校：82）

◆目的

常時2人以上の理容師・美容師が従事する理容所・美容所に高度な衛生知識を備えた管理者を置き、店舗を衛生的に管理させ、衛生水準の向上を図る。

◆必置義務

○管理理容師（理容師法第11条の4）

理容師である従業者の数が常時二人以上である理容所の開設者は、当該理容所（当該理容所における理容の業務を含む。）を衛生的に管理させるため、理容所ごとに、管理者（以下「管理理容師」という。）を置かなければならない。

○管理美容師（美容師法第12条の3）

美容師である従業者の数が常時二人以上である美容所の開設者は、当該美容所（当該美容所における美容の業務を含む。）を衛生的に管理させるため、美容所ごとに、管理者（以下「管理美容師」という。）を置かなければならない。

※ 管理理容師・管理美容師を置かない場合は、都道府県知事が理容所、美容所の閉鎖を命じることができる。（理容師法第14条、美容師法第15条）

◆業 務（理容所及び美容所における衛生管理要領 昭和56年6月 厚生省環境衛生局長通知）

○従業者の管理（第3管理）

- ・常に従業者の健康管理に注意し、従業者が以下に掲げる感染症にかかったときは、開設者はこの旨を保健所に届け出るとともに当該従業者を作業に従事させないこととし、当該疾患が治癒した場合も同様に届け出ること。

ア 結核

イ 感染症の皮膚疾患（伝染性膿痂疹（トビヒ）、単純性疱疹、頭部白癬（シラクモ）、疥癬等）

- ・理容又は美容が衛生的に行われるように、常に従業者の衛生教育に努めること。

○衛生的取扱い等（第4）

- ・毎日、従業者が感染症にかかっていないかどうかを確認すること。
- ・毎日、理容所又は美容所の施設、設備、器具等の衛生全般について点検管理すること

○自主的管理体制（第6）

- ・開設者の指示に従い責任をもつて衛生管理に努めること。

管 理 講 習

◆講習時間数（理容師法施行規則第23条、美容師法施行規則第23条）

○公衆衛生 4 時間

○衛生管理 1 4 時間

◆受講科目

実 施 主 体	公衆衛生	衛生管理
(財)理容師美容師試験研修センター <21年度受講者数> 管理理容師：1,523人 管理美容師：9,295人	・ 公衆衛生と衛生行政 ・ 感染症	・ 衛生管理総論 ・ 店舗の構造設備 ・ 店舗の衛生管理 ・ 従業員の健康管理 ・ 消毒法とその用途 ・ 理美容用医薬部外品 ・ 事故等の対応 ・ 衛生管理計画と自己点検 ・ 衛生水準向上の支援策 ・ 各種届出・申請
京都府美容業生活衛生同業組合 <21年度受講者数> 管理美容師：191人	・ 公衆衛生 ・ 感染症 ・ 環境整理 ・ 環境衛生 ・ 精神保健	・ 美容所の構造設備と衛生管理 ・ 美容所の消毒管理 ・ 美容業務の衛生管理 ・ 美容所の清潔保持 ・ 従業員の衛生管理

* 平成21年度受講料：18,000円

◆講習修了の認定（理容師法施行規則第23条、美容師法施行規則第23条）

受講者に対し、講習会の終了に当たり試験その他の方法により講習修了の認定を適切に行うものであること。

○(財)理容師美容師試験研修センター

- ・ 衛生管理調査を義務付け、問題点の整理と改善計画を作成させ、完成度により修了認定を行う

○京都府美容業生活衛生同業組合

- ・ 終了テストを実施

◆講習会の実施主体の選定方法・指定手続き

○都道府県知事が指定した講習会

○実施計画書を添えて都道府県知事に指定申請を行う

＜実施計画書＞

- ・主催者の名称及び所在地
- ・講習科目と講義時間
- ・講習の日時及び時間割
- ・講習会の開催場所
- ・講師の氏名及び略歴
- ・講習予定人員及び受講料

を記載し、原則として開催する前年度末までに申請